

山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の 認定取消の猶予事務に関するQ & A

1 猶予制度について

Q 1 : 助成候補者の認定取消が猶予される場合とは具体的にどのような場合か。

A 1 : 助成候補者が大学等卒業後6カ月以内に県内に居住又は就業することができない場合には、原則として候補者としての認定が取り消されますが、次の場合は、助成候補者からの申請に基づき、認定取消が猶予されます。

① 助成候補者が県内企業等に就業したものの、**就業先の都合により**大学等卒業後最初の配属先が県外の事業所であった場合

(例1) 大学卒業後、県内本店の法人Aに就業したが、最初の配属先が東京の営業所であり、東京都に居住した場合

(例2) 大学卒業後、県内本店の法人Bに就業したが、最初の配属先が仙台の営業所であり、県内に居住しながら仙台の営業所に勤務した場合 など

② 助成候補者が大学等卒業後6カ月以内に県内企業等に就業し、山形県内に居住・就業を開始したものの、**就業先の都合により**3年を経過する前に県外の事業所に配属された場合

(例) 大学卒業後、県内本店の法人Aに就業し、県内に居住しながら本店に勤務していたが、3年目の人事異動で東京の営業所に配属され、東京都に居住した場合 など

③ 就業先の都合で一度県外に配属され、認定取消の猶予を受けた者が、県内に戻り、居住・就業していたにもかかわらず、**就業先の都合により**再び県外の事業所に配属された場合

(例) 大学卒業後の最初の配属先が東京の営業所となり、認定取消の猶予を受けていた者が、山形に戻り、3年を経過する前に、就業先の都合により再び東京の営業所に配属された場合 など

Q 2 : 「県内に居住・就業する」とは、具体的にどのような状況か。

A 2 : 山形県内の市町村に居住し、かつ、かつ、県内の助成対象分野に就業している状況です。

Q 3 : 県外本店の企業は「県内企業等」に該当するか。

A 3 : 本店の所在地が県内か、県外かを問わず、県内に事業所を有する場合には「県内企業等」に該当します。

Q 4 : 認定取消の猶予期間が「県内に居住・就業することが可能となるまでの間」とされているのは何故か。

A 4 : 就業先から県内事業所へ配属されたにもかかわらず、速やかに県内に居住しないような場合が想定されるためです。

(例) 大学卒業後、県内本店の法人Aに就業したが、最初の配属先が仙台の営業所であった。2年目の4月1日付けの異動で山形県内の本店に配属されたが、4月以降も仙台のアパートから本店に通勤し、10月に入ってから県内で居住を開始した。

2 猶予の手続きについて

Q 5 : 助成候補者の就業条件等証明書で「配属先と実際の勤務地が異なる場合」とあるが、どのような状況を想定しているのか。

A 5 : 次のような場合を想定しています。

(例) 県内法人Aの東京支店に配属されたが、法人Bの東京事業所に派遣され、勤務している場合
配属先 ⇒ 県内法人A東京営業所 勤務地 ⇒ 法人B東京事業所

3 猶予の取消等について

Q 6 : 認定取消の猶予が取り消された場合の取扱いは。

A 6 : 認定取消の猶予が取り消された場合には、助成候補者としての認定も取り消されます。

Q 7 : 猶予の取消事由のうち、「第4条第1項の申請時の就業先を離職した場合（速やかに県内に居住・就業した場合を除く。）」とは。

A 7 : 取消猶予については、就業先の都合により県内に居住又は就業できないことを条件としており、就業先からの証明によりその確認を行うこととしています。猶予申請時の就業先を離職することで、証明の効力が失われることから、猶予の取消を行うものです。ただし、山形県に戻るために、申請時の就業先を離職し、速やかに県内に居住し、助成対象分野に就業した場合については、認定を取り消さず、引き続き、助成候補者として取り扱うこととしています。

Q 8 : 猶予の取消事由のうち「就業先の都合以外の理由により、県内に居住・就業することができない場合」とは。

A 8 : 次のような場合を想定しています。

(例1) 就業先の都合で配属されていた県外事業所から、異動希望を出して他の県外事業所に配属された場合

(例2) 県内事業所に配属されたものの、自己都合で引き続き県外に居住している場合

Q 9 : 猶予期間が長期にわたり、奨学金の返還が完了した場合は。

A 9 : 本事業における返還支援額は奨学金の返還残額が上限となるので、返還が完了した場合には返還支援は受けられません。

Q10 : 配属先等報告書とは。

A10 : 猶予期間中の状況を把握するために、認定取消の猶予を受けた年度の翌年度以降毎年9月30日までに奨学金返還証明書を添付のうえ県に提出するものです。なお、正当な理由なく、9月30日までに提出がない場合には猶予が取り消されます。

4 猶予期間経過後の取扱いについて

Q11 : 猶予適用者が県内に居住・就業した場合の取扱いは。

A11 : 猶予適用者が県内に居住・就業したことを届け出た場合、県は猶予期間が経過したことを確認するとともに、これまで猶予していた助成候補者の認定取消は行わないこととし、対象者に通知します。合わせて、助成対象者の認定に係る期間の計算の基準日※を認定し、通知します。

※届出書に添付されている在職証明書及び住民票の写しにより、県内に居住し、かつ、県内に就業した日を基準日として認定します。

5 その他

Q12 : 猶予期間終了後の居住地が申請市町村以外の場合の支援額はどうか。

A12 : 助成対象として認定された月数に1万3千円を乗じた額となります。

Q13 : 猶予期間中に奨学金の返済が進んだ場合の支援額はどうか。

A13 : 本事業の返還支援額は奨学金の返還残額を上限としていることから、県外で居住又は就業する期間が長期にわたり、奨学金の返済が進んだ場合、支援額は助成対象月数に2万6千円を乗じて得た額を下回る場合があります。